【令和８年度　第２回新潟県最低賃金専門部会　議事録】

１　日　時　令和８年７月31日（金）　14：00～17：40

２　場　所　新潟美咲合同庁舎２号館２階　新潟労働局会議室

３　出席者

公益代表委員　　長谷川部会長、有元部会長代理、磯部委員

労働者代表委員　遠藤委員、田辺委員、櫻井委員

使用者代表委員　徳武委員、庭山委員、竹越委員

事　務　局　　岡崎労働基準部長、木村賃金室長、佐藤室長補佐、久川賃金指導官

４　議題

（1）新潟県最低賃金の改正について

（2）その他

５　資料

配布資料のとおり

６　議事内容

【事務局　佐藤室長補佐】

それでは定刻となりましたので、ただいまから令和８年度第２回新潟県最低賃金専門部会を開会いたします。

まず、定足数についてご報告いたします。本日は委員の皆様全員のご出席をいただいておりますので、最低賃金審議会令第５条第２項、同令第６条６項の規定によりまして、本専門部会は有効に成立していることをご報告いたします。

本専門部会は公開となっており、本日　７　名の傍聴者がおられます。また取材として記者の方から１名傍聴されていらっしゃいます。それでは、議事の進行を部会長にお願いいたします。

【長谷川部会長】

それでは議事に入ります。議題の　１、新潟県最低賃金の改正について入ります。最初に事務局による資料の説明をお願いいたします。

【事務局　木村室長】

それでは資料の説明をさせていただきます。資料No.1から資料No.6について、ご説明をさせていただきます。

資料No.1は、第１回専門部会の場でお配りさせていただきました資料No.3の地域別最低賃金の履行確保を主眼とした監督指導結果の推移における実施事業場労働者数と最低賃金未満労働者数の、令和７年１月から３月と令和８年１月から３月が同数であることから、ご質

問をいただいたところでございます。
私の方から同数であったとご回答させていただいたところでございますが、昨日再度確認しましたところ、令和 7 年 1 月から 3 月の数字を令和 8 年 1 月から 3 月に誤記したものと判明いたしました。
つきましては、今回訂正の上、資料 No.1 として再度お配りさせていただきました。
また、誤りの原因、再発防止策も併せて添付させていただきました。
大変申し訳ございませんでした。
続きまして、資料 No.2 です。後ほど担当よりご説明をさせていただきます。
資料 No.3 は、月例経済報告の 7 月の最新のものとなっております。
資料 No.4 は、2026 年上半期の新潟県企業倒産状況です。東京商工リサーチが元となります。倒産状況、負債総額の状況です。過去からわかるような作りになっております。今後の見通しも示されているところでございます。
資料 No.5 は、新潟商工会議所より出されております早期景気観測調査の結果です。各業界からのコメントが入っております。
資料 No.6 は、本日、当局職業安定部が発表した資料になります。県内の雇用情勢は改善の動きにやや足踏み感がある。引き続き、求人･求職の動きに留意しつつ、物価の高騰などが雇用に与える影響にも十分注意する必要がある、との判断が示されております。詳細は後ほどご覧いただきたいと思います。

【長谷川部会長】
ご説明ありがとうございました。ただいまの説明に関してご質問やご意見はございませんか。ないようですので、次に進みます。
資料 No.2 については、先に事務局からご説明いただけますか。

【事務局　久川賃金指導官】
担当の方から説明させていただきます。お手元の資料 No.2、最低賃金引き上げ額･引き上げ率と影響率の関係表について、ご説明申し上げます。
この表につきましては、7 月 29 日開催の第 2 回本審の資料 No.6、令和 8 年度最低賃金に関する基礎調査の結果に基づきましたデータに基づきまして、影響率と未満労働者数を算出した表となってございます。
影響率は、最低賃金を引き上げた場合、その影響を受ける労働者の割合、未満労働者数は、改定額に満たない労働者数の値となります。
この表をご覧いただきますと、一番上のところに時間額の引き上げ額 1 円、その場合の引き上げ率、引き上げ後の時間額、影響率、未満労働者数という並びになってございます。
例えば、現在 1,050 円の最低賃金が 1,060 円に引き上げられたとしますと、10 番のところに 1,060 円がございますけれども、1,059 円のところの影響率が 15.94%となります。さらに未満労働者数は、1,060 円に満たない方が 54,920 人になる、という表でございます。（注 この説明には誤りが含まれていたため、本議事録 17 ページのとおり、本専門部会閉会前に訂正された。）

この資料の後段の 4 ページ以降が、最低賃金の基礎調査の結果による賃金別の累積度数分布と労働者数の表となってございます。

この数字をグラフ化したものが、一番後の 10 ページにございます。横軸に時間額、縦軸に労働者数の分布というグラフになっているということをお示ししているということでございます。

資料 No.2の説明は以上となります。

【長谷川部会長】

ありがとうございました。資料 2 の説明につきまして、皆様からご質問、ご意見等ございませんか。それでは中央最低賃金審議会のビデオメッセージの視聴に入りたいと思います。

【中央最低賃金審議会　戎野会長代理ビデオメッセージ】

こんにちは。中央最低賃金審議会会長代理の戎野です。今年度も目安の位置づけの趣旨や、中央最低賃金審議会が取りまとめた令和 8 年度の目安について、中央最低賃金審議会会長がお伝えするべきところでありますが、今年度は諸般の事情によりまして、会長代理であります私からお伝えさせていただくこととなりました。

今年度の地方最低賃金審議会の改定に向けた議論にあたり、改めて目安をどのように捉えて審議するのか、また今年度の目安審議の趣旨につきまして、理解を深めていただく機会となればと思っております。

まず、最低賃金の位置づけです。最低賃金は最低賃金法第 1 条に規定する通り、賃金の低い労働者について、賃金の最低額を保障することなどを目的とするものであります。通常の賃金とは異なり、個別や団体の労使交渉等で決定されるものではなく、法定の 3 要素を考慮し、厚生労働省の最低賃金審議会の答申を尊重して、各都道府県労働局長が決定するものであります。

引上げ額の検討にあたりましては、考慮する要素としましては様々なものがありますが、基本的な考え方を改めて申し上げると次の通りであります。

まず、最低賃金は法定の 3 要素である、労働者の生計費、賃金、通常の事業の賃金支払い能力を考慮して定めることとなっています。また、生活保護に関わる施策との整合性に配慮することもできます。その際、地域間バランスを図る観点から、中央最低賃金審議会で目安を示すことになっています。また近年は、政府の閣議決定に配慮した審議が求められており、近年の閣議決定の主な内容は、中長期の金額目標と地域間の格差是正であります。

次に目安の位置づけです。全員協議会報告や令和 8 年度目安小委員会報告に記載されています通り、目安は地方最低賃金審議会が審議を進めるにあたって、全国的なバランスを配慮するという観点から参考にされるべきものでありまして、地方最低賃金審議会の審議･決定を拘束するものではないことを改めて認識していただきたいと思います。従いまして、労使の真摯な議論の結果、目安通りとなることもあれば、目安を上回ることも、あるいは目安を下回ることもあり得るものであります。

地方最低賃金審議会におかれましては、目安および公益委員会で述べている 3 要素のデータに基づく目安決定の根拠等を十分に理解し、公労使の三者でしっかりと地域のデータ等の実情に基づいた議論を尽くした上で、決定することが望ましいと思っております。

3 番目は令和 8 年度の目安のポイントです。今年度の目安に関するポイントをお伝えしたい

と思います。今年度の目安については、3 要素のデータに基づき、納得感のあるものとなるよう考慮して、6 回にわたって議論を重ねてまいりました。

3 要素のそれぞれの評価のポイントについて申し上げます。

まず、労働者の生計費についてです。消費者物価指数の持ち家の帰属家賃を除く総合を基準に、昨年度の審議で様々な生活必需品の急激な上昇が生じていたことに鑑み参照した、頻繁に購入する品目や、1 か月に 1 回程度購入する品目、食料、基礎的支出項目などの指数について、今年度も引き続き参照し、最低賃金に近い賃金水準の労働者の購買力を取り巻く状況について、総合的に評価を行っていく必要があると判断いたしました。

こうした中、消費者物価指数については、持ち家の帰属家賃を除く総合、食料、基礎的消費支出、1 か月に 1 回程度購入する品目は引き続き上昇局面にありますが、上昇率は昨年より鈍化していると判断いたしました。

次に賃金についてです。連合･経団連･日商の調査結果では、昨年に引き続き高い水準となっていることを確認致しました。また厚生労働省の 30 人未満企業を対象とした賃金改定状況調査では、第 4 表①②③における賃金上昇率は、いずれも昨年の結果を上回っております。大企業を対象に含む結果である春期賃上げ妥結状況における賃金上昇率と、30 人未満の小規模な企業のみを対象とする賃金改定状況調査結果を見ると、企業規模によって賃金上昇率の水準には開きが見られます。また一方で、企業規模に関わらず、高水準での賃金引き上げの状況が継続していると判断致しました。

最後に、通常の事業の賃金支払い能力についてです。これは個々の企業の賃金支払い能力を指すものではないと解され、これまでの目安審議においても、厳しい産業や企業の状況のみを見て議論するのではなく、各種統計資料をもとに議論を行ってまいりました。支払い能力については、決め手となる指標がなかなかないわけでありますが、例年通り、賃金改定状況調査の第 4 表が支払い能力を反映したものであるということも意識するとともに、売上高経常利益率や、従業員 1 人当たり付加価値額の動向等も確認致しました。

その際、全体の利益が改善の傾向にあること、賃金改定状況調査結果の第 4 表における賃金上昇率が平成 14 年以降で過去最大となっていることは考慮すべきであるものの、価格転嫁率が示すように、依然として賃上げ原資を確保することが難しい企業も存在していると考えました。また、中東情勢の影響により、国内企業物価指数について足元で上昇している点についても留意いたしました。

今年度示した目安についてこれまで述べてきましたように、3 要素のデータを総合的に勘案して示すに至ったわけです。

生計費につきましては、昨年度に引き続き消費者物価が上昇局面にある中、食料など生活必需品を含む支出項目に関わる消費者物価が高いことに着目しましたが、その上昇率は昨年より鈍化していることを考慮しました。

一方、賃金については昨年に引き続き高水準の賃上げとなっており、中小企業を含めた賃上げの流れは継続していることを考慮いたしました。また、売上高経常利益率など、賃金支払い能力に関する項目が改善傾向にある一方、依然として賃上げ原資の確保が難しい企業も存在していることを考慮いたしました。

また、賃上げの流れを非正規雇用労働者や中小企業･小規模事業者にも波及させることや、

最低賃金法の目的に留意すると、目安額は全国加重平均として今年度は 4.9%・55 円を基準として、ランク別の目安額を検討することといたしました。

次にランクごとの目安額についてです。近年配慮を求められている政府の閣議決定では地域間格差の是正が盛り込まれているほか、そもそも目安が全国的なバランスを配慮するという観点から参考にされるべきものであることに鑑み、中央最低賃金審議会として、地域間格差への配慮の観点から、少なくとも地域別最低賃金の最高額に対する最低額の比率を引き続き上昇させていくことが必要であると考えました。

その上で、賃金改定状況調査結果第 4 表①②における C ランクと B ランクの賃金上昇率が同率となり、A ランクよりも高くなっていること、第 4 表①②③における A ランクと B ランク、B ランクと C ランクの差が昨年より拡大していることなどを考慮しますと、A ランクと比較して B ランクを相対的に高くするとともに、C ランクを昨年度以上に高くすることが適当と考えました。

これらのことを考慮した結果として、具体的には A ランク 54 円・4.5%、B ランク 56 円・5.2%、C ランク 56 円・5.4%としたところであります。

なお、公益委員見解で参照したデータにつきましては、別添の参考資料としてまとめてあります。また、これまで目安に関する小委員会で提示した資料には、地域別のものも含まれていますので、地方でのデータに基づいた審議にあたって適宜参照していただければと思います。また、都道府県別に示された地域の経済・雇用の実態等をデータに基づいて見極めつつ、実質性を発揮していただくために、厚生労働省の事務局に対して都道府県別のデータを明らかにする等の要請も小委員会の議論の中でありました。これについては各労働局に伝達されると承知していますので、ぜひ参考にしていただきたいと思います。

次に目安審議のとりまとめについてです。地方最低賃金審議会では、昨年度の地方での審議結果を踏まえまして、令和 8 年 6 月 23 日に、目安制度のあり方に関する全員協議会において、令和 8 年度の審議に向けて、論点と考え方の整理を取りまとめました。地方最低賃金審議会には、全員協議会自体の対応方針を丁寧にお読みいただき、これを踏まえた審議を行っていただくことを改めて要望致します。

最後にこれまで述べてきましたように、目安額を示すにあたりましては、様々な資料やデータに基づいて考慮して真摯な議論を重ねてきたところであります。中央最低賃金審議会および目安小委員会での議論も参考に、地方最低賃金審議会においても、地域のデータ等の実情に基づき、公労使による建設的で真摯な議論が行われますことを切に期待しております。地方最低賃金審議会の委員として、地方最低賃金審議会の審議の結果について注目し、見守っていきたいと思います。

[長谷川部会長]

ありがとうございます。ただいまの説明につきまして、ご質問やご意見はございませんか。なければ、今のメッセージを踏まえて審議会におきまして真摯な議論が行われるよう努めていきたいと思います。よろしくお願いします。

続きまして、一昨日の第 1 回専門部会におきまして、労使双方から最低賃金にかかるご意見と考え方をお聞きしました。

本日は改めて三者の場でのご意見、さらに可能であれば金額の提示、そしてその根拠につい

てお話しいただきたいと思いますが、よろしいでしょうか。それでは労働者代表からお願いします。

【労働者代表　遠藤委員】
労働者代表の遠藤でございます。本日もよろしくお願い致します。
第１回専門部会の中で基本的な考え方は述べさせていただきました。
改めて、冒頭この場で申し上げさせていただきたいのは、金額を考えるにあたっては、法が定める 3 要素、これに則った形でデータを示しながら金額の方は考えてまいりたいと思っております。この後、生計費、賃金、賃金の支払い能力、3 項目それぞれ、今日は各委員からご説明させていただきたいと思いますので、よろしくお願い致します。
まず初めに、労働者の生計費の観点につきましては、田辺委員の方からご説明をさせていただきます。

【労働者代表　田辺委員】
田辺でございます。よろしくお願い致します。
私の方からは労働者の生計費について述べさせていただきたいと考えております。お配りしております資料の１スライド目です。まず働く仲間の生活実感から触れていきたいと思っています。日銀が 2026 年 7 月 16 日に公表した生活意識に関するアンケート調査、第 106 回・2026 年 6 月調査分の結果では、暮らし向き DI が前回調査から悪化したとされています。
また、物価に対する実感についても、上がったとの回答が９割台半ばとなっていることから、物価上昇の影響は私たちの生活に大きく影響していると考えています。
資料はつけておりませんけれども、第四銀行北越リサーチ＆コンサルティング株式会社のマンスリー4 月・5 月には、個人消費の現状と先行きについて、個人消費は持ち直しているとしつつも、消費者は限られた予算の範囲内で種々選択し、自身に最適な消費行動を志向する傾向が一段と高まっているとされていることから、生活にゆとりがないことは消費行動に現れていると思っています。
次スライド 2 になります。
消費者物価指数については、第 1 回専門部会でも申し上げましたが、特に今年に入ってから落ち着きを見せているものの、スライド 3、日本銀行の経済・物価情勢の展望、2026 年 4 月では、2026 年度の物価予想は 2%台後半とされています。また、第一生命経済研究所が 2026 年 7 月 24 日に公表した資料でも、物価の先行きは上昇率が再び高まる可能性大とされていることからも、予断を許さない状況にあると考えています。もう 1 点、第１回専門部会でも申し上げましたが、連合が独自に算出している労働者が最低限の生活を営むに必要な賃金水準、リビングウェイジになりますけれども、新潟県は自動車保有なしで 1,150 円、自動車保有ありで 1,460 円が必要とされているものの、現在の新潟県最低賃金は 1,050 円で、そもそもが足りていないと考えています。
私の方からは以上です。
【労働者代表　櫻井委員】
私の方からは労働者の賃金に関して述べさせていただきたいと思います。まず、第１回専門部

会でも述べましたが、2026 春期生活闘争の関係となります。

第 2 回本審資料 No.11 にもありますが、2026 春期生活闘争は前年を上回る回答・妥結結果となり、全体の金額で言えば、連合新潟結成以来、最高となりました。連合本部も 3 年連続 5%以上の賃上げとなっています。

スライド 4 をご覧いただきたいと思います。資料として、2022 春期生活闘争以降の賃上げ率の分布をお付けしています。この間、賃上げの輪は着実に広がってきております。大切なのは、この賃上げの機運や流れを、最低賃金や最低賃金近傍で働く仲間、弱い立場にある仲間に広げていくことだと思っております。

次に、第 1 回専門部会で申し上げた内容と重複いたしますが、第 2 回本審資料 No.3 にもあります通り、新潟県の賃金水準についてです。

厚生労働省・令和 7 年賃金構造基本統計調査では、全国平均が 34 万 600 円、東京都が 41 万 8,300 円であったのに対し、新潟県は 29 万 1,800 円で、全国平均との差は 48,800 円、東京都との差は 126,500 円の金額差が生じております。また、新潟県の賃金水準は、関東甲信越・中部地区で最も低い結果となっています。

こういった実態で、働く地域・住み続ける地域として、果たして新潟県が選択されるのか、この視点も加味しながら、引き上げ金額について考える必要があると考えております。

スライド 5 をご覧いただきたいと思います。令和 7 年度の最低賃金改定では、多くの地域で目安を大きく上回る改定がされました。

第 1 回専門部会で、新潟県の最低賃金と全国平均との金額差についても触れましたが、関連の内容になります。新潟県は A から C ランクのうち B ランクに属しておりますが、現在の 1,050 円は B ランクの加重平均 1,070 円に 20 円届いていない状況となります。

加えて、B ランク加重平均との金額差は、令和 7 年度改定を受けて、前年・令和 6 年度よりさらに拡大してしまいました。この現状をどう捉えるか、しっかり考える必要があると考えております。

私の方からは以上となります。

【労働者代表　遠藤委員】

通常の事業の賃金支払い能力につきましては、直接的にそれを表すデータがないということでありますので、通常の事業イコール事業継続という考え方を労働側の委員としてはさせていただきました。人材確保における水準、募集賃金の相場観、あるいは短時間労働者の賃金水準、こういったところから考えを述べさせていただきます。よろしくお願い致します。

スライド 6 につきましては、賃金構造基本統計調査のうち、新潟県内短時間労働者の 1 時間当たりの所定内給与の推移を記載しているものであります。特に、直近 2 年間、1,200 円を安定的に超えている状況だと思っております。

1 点補足をさせていただきますと、この資料の令和 6 年・男性のところ、金額が抜けておりますが、こちら確認した際に、この年の男性は 3,000 円を超える金額でありましたので、少し参考になる数字ではないかなと思い、今日の資料から除いているということでございます。

続きまして、スライド 7 でございます。スライド 7 につきましては、新潟労働局職業安定部定例雇用情勢から、求人募集賃金の各計平均、これの推移をお示しをさせていただいております。

常用パートに着目しますと、直近では最低賃金を100円程度上回る水準で安定的に推移してきていると思っております。

スライド8でございます。スライド8につきましては、毎月勤労統計調査地方調査結果から、事業規模5人以上のパートタイム労働者1時間当たりの給与額の推移、こちらにつきましては、所定内給与額を所定内労働時間で除して算出をさせていただいております。こちらにつきましても、安定して1,200円を超えて推移をしているということでございますので、こういった数値を見れば、賃金の支払い能力には大きな課題等がないということを労働側としては思っておりますので、この点述べさせていただきます。

以上、3要素について簡単にではありますが、それぞれの委員からご説明をさせていただきました。これらを総合的に勘案しまして、労働者側委員としては、現在の新潟県最低賃金1,050円から80円引き上げて、1,130円にすべきと考えております。

考え方につきましては改めて申し上げさせていただきますと、まず1点目、毎月勤労統計調査地方調査結果の関係です。こちらは第2回本審資料No.4にも事務局の方からお付けいただいておりましたので、そちらをご確認いただきたいと思っておりますが、令和7年、昨年ですけれども、年間の実質賃金、これは現金給与総額の部分になりますが、ここはマイナス3.8%でありました。やはり、労働者ということと生活者ということを鑑みますと、年間を通じてマイナスだったということはそれだけ厳しい生活だったということもあり、労働者委員としてはここを解消していきたいということで思っております。

2点目が、日銀の物価展望から、2026年度は物価予想2.8から3%であるということが示されております。資料にもお付けしましたが、このうち最も低いところを取らせていただきましたが、2.8ということを考慮してまいりたいと思っております。

それから3点目になります。第2回本審において、机上配布されましたが、日本成長戦略それから骨太の方針では、物価を1%程度上回る賃金上昇を賃上げのルールとして定着させていくこと、これを目標に掲げておられます。

この3点をシンプルに足し算という形でさせていただき、3.8プラス2.8プラス1という形で7.6ということで、この7.6という数字を1,050円にパーセントでかけさせていただいて、切り上げた数字が80円ということでございます。

非常に金額として大きいことは、労働者代表としても承知をしておりますけれども、やはり弱い立場で働く労働者に対して、私の賃金も上がるかというメッセージも含めますと、妥当な金額だと思っておりますので、よろしくお願いしたいと思います。

簡単ではありますが、労働者側からの提案の考え方を述べさせていただきました。

【長谷川部会長】

ありがとうございました。ただいまの労働者代表委員のご意見、ご説明がございましたけれども、これに対して使用者代表からご質問はございますか。

【使用者代表　徳武委員】

質問等は特にありません。

【長谷川部会長】
ありがとうございました。公益委員側からもよろしいですか。
続きまして、使用者代表委員からご説明、またご意見お願いしたいと思います。

【使用者代表　徳武委員】
それでは使用者側の方から申し上げさせていただきますが、先般の専門部会で私どもの基本的な考え方をご説明させていただきましたけれども、特に県内の中小企業の実態というものがなかなか表せる場面がございませんので、今日は新潟県中小企業団体中央会の専務理事と、実際に会社を経営されていらっしゃる方がおいでになられておりますので、中小企業の実態を少しお話させていただいて、その後、金額についてご説明させていただきたいと思いますので、よろしくお願いします。

【使用者代表　庭山委員】
新潟県中小企業団体中央会の庭山でございます。
県内中小企業の状況につきまして、お手元に配布させていただいております使用者代表委員提出資料の表紙をめくっていただきまして、頭に新潟県中小企業団体情報連絡委員調査と書いてある資料をご覧いただきたいと思います。
業界の景気動向･全業種 DI 値ということで示させていただいているところです。これは令和 7 年 6 月から令和 8 年 6 月までの 1 年間の県内中小企業の景気動向を示しているというものでございます。県内中小企業団体中央会の会員のうち、業種網羅的に 60 組合の情報連絡員から報告を毎月まとめているものでございます。
金融機関なども景況の調査をされておられますけれども、調査対象企業につきましては、それらの調査と比べて、小規模の企業の割合が多くなっているものと思います。
売上高、収益状況、業界の景況、資金繰り、4 つの項目の DI 値を毎月集計したものを下の表と上のグラフということで示させていただいております。
まず、売上高 DI、赤紫色のラインでグラフ表示しておりますが、こちらは発注の停滞ですとか、買い控えなどの影響によりまして、期間全体で一貫してマイナスが続いております。
次に収益状況 DI、薄緑色のラインですが、こちらも一貫して 20 ポイントを超えるマイナス値が続いております。令和 8 年 4 月にはマイナス 41.7 ポイント、5 月にはマイナス 46.7 ポイントとなり、6 月には若干上向いたとはいえ、マイナス 38.3 ポイントと、収益確保に非常に苦しんでいるということが分かります。
次に、業況 DI、赤色のラインです。こちらはほとんどの月でマイナス 30 ポイントを下回っておりまして、景況の大きな落ち込みが継続しているということを表しております。
最後に、資金繰り DI、青色のラインですが、マイナス 20 ポイントを下回る月が多く、資金繰りに苦しんでいるという状況が続いているということです。
表の下に、この調査におけるコメントをまとめておりますが、まとまりの下から 2 つ目になります。製造業においては、中東情勢の影響によりまして、原材料および資材の価格上昇や不足、入手困難というような状況が続いております。また、販売への影響の懸念から、価格転嫁がなかなか進められないということに加えまして、人件費の上昇が経営を圧迫しているという状況

になります。また、非製造業におきましては、仕入れ価格の上昇に伴う価格転嫁は十分ではなく、利益確保は難しくなっているということや、資材や燃料の調達が不安定であるということなど、経営への影響が見られるというところです。

この調査の中にはございませんが、特に中東情勢の影響によりまして、機械油の高騰や、シンナーなどナフサ由来の化合物の供給不足、包装資材等の副資材の値上がりなど、安定的な経営や利益の確保は難しくなっているという状況にあります。加えて、そのようなことによる原材料費や仕入れ価格の高騰を十分に価格転嫁できていないという声を多く聞いているところでございます。

日銀新潟支店などによります基調判断あるいは状況感におきましては、上向き感が示されておりますが、私共の中央会の会員企業からは、このような先行きの楽観視について、中小企業への波及を疑問視する声を聞いております。大手企業と中小企業では、実情や認識に大きな乖離があるものと思います。

価格決定力があって、自ら収益を生み出し、それを原資に大幅賃上げできる大企業と異なり、中小企業･小規模事業者では、原材料価格の上昇を十分に価格転嫁できない中でも、物価上昇もあるので、できる限り賃上げに努力をしているというのが現状であると言えます。

県内の中小企業は、物価上昇や人材確保の観点から、賃上げが必要と考えておりますけれども、最低賃金の引き上げを検討するにあたっては、その変動による影響が大きいのが、県経済を支える中小企業･小規模事業者であり、この事業継続と雇用の維持継続を前提として、企業の支払い能力の範囲で行うことが必要であると考えます。

強制力を伴う最低賃金の引き上げが、企業の賃金支払い能力を超えた大幅なものとなった場合には、企業が事業継続と雇用維持を断念せざるを得ない状況に直結するものでございます。引き上げ額が多くなるほど、経営環境が厳しい小規模事業者の事業継続に大きな影響を及ぼすものでありますので、委員の皆様には、最低賃金がセーフティーネットであって、地域における 3 要素による合理的な根拠に基づき決定していくという、我が国の最低賃金制度に則り、県内経済の現状と県内中小企業の経営状況を踏まえた議論を行っていただきますよう、お願いしたいと思います。

なお、昨年の本県の地域最低賃金は 1,050 円でありましたけれども、一昨日の資料にもございますが、令和 8 年最低賃金基礎調査によりますと、最低賃金の 1,050 円に当たる労働者数が約 12%ということでございました。昨年度の同じ調査において、当時の最低賃金 985 円に当たる労働者数は約 6%でありますので、倍増しているというところの結果でございます。このことは、原材料等の価格高騰や不十分な価格転嫁などにより収益が厳しい状況にある中、中小事業者と致しましては、ギリギリ精一杯努力した結果であると考えられます。

最後になりますが、賃金は企業が継続的に支払うものであります。その引き上げにあたっては、企業が将来への期待感が持てる環境にあるということも重要な材料になるものと考えます。景気浮揚により日本経済と新潟県経済の拡大という中で、中小企業･小規模事業者が賃金引き上げと生産性向上に取り組み、労務費上昇分と成長投資のための原資となる収益を確保できるよう、国において中東情勢による影響の縮小や、人件費の上昇も含んだ円滑な価格転嫁ができる環境などに向け、一層の対策強化を行うよう、お願いするとともに、新潟最低賃金審議会としても、このことを国に強く要望することをお願いいたしまして、私の説明を終わら

せていただきます。

【使用者代表　竹越委員】

日本金属ハウスウェア工業組合の竹越と申します。実際の製造業の実情についてご説明申し上げたいと思います。よろしくお願い致します。

私共は今月 7 月に、業界団体･各企業にアンケートをいたしました。その結果の中でご報告した上で、意見を申し述べたいと思いますが、まず最近の状況について質問いたしました。単純に良い･悪い･変わらないという形の回答を求めたところです。

なお、アンケートに回答された会社様は、組合員 67 社中 26 社でございました。良いが 1 社、悪いが 15 社、例年と変わらない 3 社、特に回答なしが 7 社ということでございました。

それについてコメントも求めておりまして、最近の中東情勢なども含めたコメントを求めたところ、以下のようなコメントをいただきました。

- 「協力業者および資材業者からの値上げ要請の影響で利益が圧迫されてきた。」
- 「円安･原油高により、材料･副資材の値上がりが続いている。ビニール袋、シンナーなどコストアップ、納期遅延が発生している。」
- 「機械用の油、副資材など値上げが止まりません。入手も困難になっています。価格転嫁もできず、収益を圧迫しています。」
- 「石油関連部材の値上げ、部品等の値上げによる収益を圧迫し、価格に転嫁予定だが、値上げのペースと値上げ額が決まらないので保留にしている。」
- 「原材料･外注工賃の値上がりが続いている。一時中東情勢の影響で入手が困難だったビニール袋等は入手はできているが、かかり価格が 2、3 割上がっている。」

等々、やはり中東情勢がもろに影響しているような状況が見受けられまして、どの会社も非常に苦労しているということが考えられます。

次に、今後の見通しについても聞いております。悪い 12 社、横ばい 2 社、良い 1 社、不透明 11 社でございました。

コメントを求めましたところ、

- 「中東情勢が安定しても価格が戻ることは期待できないので、価格改定をせざるを得ない。」
- 「先が見通せない。」
- 「見通しが立たず、即時値上げ反映を受け入れるしかない状態です。」
- 「生産資源の高騰、販売減少、人件費上昇、人手不足、四重苦の様相であり、見通しが立たない。」
- 「このペースでインフレが進むと、毎年値上げを行わないといけない。市場の動向が不安である。」
- 「インフレが続く中で、一部売れ筋商品を除き、消費者の買い控えが続きそう。」

ということで、非常にマイナスなアイテムがほとんどでありまして、中東情勢の影響もそうなんですが、将来が見通せないという感じの答えが多いように感じました。

もう 1 つ、この最低賃金引き上げについてどのような考えかという質問も投げかけております。それについての回答をご紹介させていただきますと、

・ 「一挙に上げて欲しくない。毎年の賃上げに追いつかない。」
・ 「かなり圧迫すると思う。ただ、賃金上昇を行わないと人が残らない可能性もあり、やむを得ない。価格転嫁も考えているが、この景気では上げると売上がどれだけ落ちるか読めない。」
・ 「最低賃金を引き上げるなら、経済対策も実施して欲しい。」
・ 「基本的に賃上げを続けることは困難だと思う。企業としては物価を上回る賃金上昇には限界があると思う。それを乗り越えるための工夫が必要になると感じた。」
・ 「物価高による生活圧迫が感じられる。最低賃金の引き上げは必須と考えるが、今後1,500円となると、中小零細企業の実態を考えると現実的には難しい。相応の国の援助が必要と考えます。」

というようなコメントもございました。

以上のようなアンケートの結果を見て、現況は中東情勢の影響もあって非常に製造業としては苦戦していると。

また、将来の見通しとして良くないというような会社も 4 割いらっしゃったのですが、先行き不透明と感じている経営者が 4 割いるということは、非常に問題だと思っておりまして、例えば良くも悪くもある程度将来的な予測がつけば、会社の経営はそれに対して対応というのは可能になってくるのですが、非常に不透明な混沌とした情勢であることが、賃金の問題だとかいろんなことに関して、会社経営としてはマイナスに推移するのではないかと考えられます。

この最低賃金決定にあたっては、3 要素についてきちんとデータを精査した上で決めていくのはもちろんなのですが、その中で特に支払い能力について重要視していただき、要は最低賃金近傍で働く方というのは基本的には中小零細企業にお勤めになる方がほとんどでございますので、大企業を含んだような景気動向のデータではなく、中小企業に配慮をした、零細企業に配慮をした見方で、検討していただければ良いかなと思っております。

最後に、組合としては大企業のみならず中小零細企業にも浸透する景気浮揚策および支援策などをいち早く政府に取り組んでいただき、さらに人件費や材料の上昇分を価格にスムーズに転嫁できる環境整備、および中東情勢が一刻も早く沈静化して安定した会社経営・社会情勢になることを、強力に政府に要望していただくように、この審議会からも要望していただくように、お願いいたしまして、私の説明を終わります。

【使用者代表　徳武委員】

それでは続きまして、私どもが考えています引き上げの金額についてご説明したいと思います。ここまでの説明もだいぶ長くなってまいりましたけれども、私どもの考え方や意見などというものをこの公開の場でできるだけ丁寧にお話をしたいと思っておりますので、もうしばらくお付き合いいただければと思います。

まず金額を申し上げる前に、その根拠となる考え方についてご説明をいたしますので、お配りいたしました資料をご覧になりながらお聞きいただければと思います。なお、資料の内容は、前回の専門部会でご説明した基本的な考え方という資料に説明したものの抜粋になりますので、ここで改めて中身の詳細の説明は致しませんので、よろしくお願い致します。

それではスライド 1 をご覧ください。その前に、説明の前に右の方に言葉の説明が書いてあって、一番下に余裕率というのを書いてあるのですが、これは資料の中では余裕率がどこにも書いてなくて、申し訳ないのですが、余裕率は計算式が 3 本並んでいますけど、真ん中の推計愉楽生計費を弾いている計算式のその真ん中にプラス 0.2 というのがあるのですが、これが余裕率ですので、補記いただければありがたいと思います。

それでは中身の方にいきます。このスライド 1 をご覧いただいて、現行の最低賃金で 1 か月働いた場合に、標準生計費に足元の物価上昇率とか、税金あるいは社会保険料負担を賄うに必要な金額、あるいは趣味や娯楽に充てる余裕分、ここでは仮に推定生計費あるいは推定愉楽生計費と記載してありますけれども、こうしたものを賄えるという試算結果となりました。参考までに、最低生計費と考えられる金額はこれによりますと、112,924 円と推定されますが、労働によって得られる収入がこれを下回らないということは当然なのですけれども、では同じでいいかというと、そうも考えておりませんので、ここでは論点としないということにしたいと思います。

この度の改定については、最低賃金で働く方の生計費の改善にどの程度配慮ができるかという観点から検討をするもの考えております。

次に、スライドの 2 番をご覧ください。こちらは 10 年前からの足元までの物価の動向･推移を記載してございます。最近の物価上昇率はここ数年に比べて低下しているということが分かります。とは申しましても、依然としてコスト上昇圧力が高くなっていると思いますし、この先の動向については不透明感が否めないと思いますけれども、一方で昨日来の報道もされておりますように、ガソリンや電気･ガスなどに対する補助金の継続、あるいは中低所得者層の飲食料品の消費税を実質ゼロとする政策などの実施が見込まれています。こうした政策の実施により、家庭における可処分所得が増加するということが見込まれると考えております。

その下の表は、県内の消費者物価と最低賃金と一般労働者の賃金の 5 年度平均値の最近 10 年間･5 年間の変化を並べたものでございます。物価については 10 年間で 16%、5 年間では 13.8%上昇しました。これに対しまして、一般労働者の給与は 15.5%あるいは 7.8%の増加となっています。これらに対しまして、最低賃金は 43.5%あるいは 26.4%と高い増加率となっています。このことから、これまで最低賃金は物価上昇を上回るだけでなく、一般の労働者に比べても大きく改善がされているということが分かると思います。

次に 3 番のスライドをご覧ください。こちらは賃金の状況について、でございます。(1)の県の調査によれば、賃上げが反映されていると思われます 4 月の県内の賃金水準は実態として 2.8%程度増加となっています。(3)の円グラフですが、これは長岡商工会議所の調査では、9 割近い事業所が 3.0%程度以下の賃上げを予定しているとになっております。

次に 4 番のスライドをご覧ください。ここからは支払い能力について、でございます。誤解を恐れずに申し上げれば、私どもも賃金は、最低賃金もそうですし、高い方がいいと思っておりますけれども、そのためにはそれを払っていく原資が必要だということでございます。では、その原資はどこから出てくるのかということですが、それは誰かから給付してもらえるというものではありませんで、労使で自ら稼ぎ出さなければならないというものでございます。

資料に記載はございませんけれども、日本商工会議所の調査では、いわゆる防衛的賃上げが 7 割近くあるとのことですけれども、そういった原資の裏付けのない賃上げは、事業の継続

性を阻害するものであり、そうしたことが顕在化すれば、最低賃金近傍で働く方の雇用を奪い、あるいは地域の経済や生活の利便性などにマイナスの影響を与えるということになります。

先ほど飲食料品の消費税減税について触れさせていただきましたけれども、これについては一方で飲食業などの売り上げに対する影響を懸念する声が聞かれるところです。この業種の事業所は、パートタイマーの方やアルバイトの方を多く雇用する業種だと思いますけれども、原材料や最低賃金の上昇にさらに売上減少が重なるということになれば、影響は大きいことが予想されますが、そうした事業の継続、ひいてはパートタイマーやアルバイトの方の雇用の減少につながるということが懸念されます。こうした業種への資金繰り支援についても検討されるとのことですけれども、売り上げの減少分や賃金の上昇分を直接補填してくれるということであればそれはありがたいのですけれども、コロナの時のように融資で支援をするということになれば、返済の見通しの立たない借り入れが膨らむという、いわゆるゼロゼロ融資と同じことの繰り返しになるのではないかと危惧をしております。

話を本筋に戻しますけれども、いくら賃金が高い方がいいとは言っても、企業の支払い能力を超えることはできず、一定の限度がある。逆に言えば、支払い能力の裏付けのない賃上げはできないものと考えております。そういった点で、生産性向上を賃上げの前提とする政府の方針、あるいは当審議会に寄せられました要請などで中小･小規模事業者が賃上げできる環境整備が求められるということは賛同できるものと考えております。

それでは事業者の支払い能力がどれだけあるのかということですが、これはご指摘があるように、それはこれでありますとか、利益はこれだけ出ていますといったような調査や統計などはないと承知をしております。そのため、多角的な視点から慎重に検討していく必要があると考えておりますが、資料の最初に記載してございますように、県内では従業員 50 人未満の企業が 94%、10 人未満の企業は 71%、5 人未満というところまで見ても過半数を占めておりますし、会社組織でない事業所では従業者 10 人未満のところが 97.5%、ほぼ全部と言っていいと思いますけれども、5 人未満というところで見ても 89.2%となっております。中小･小規模事業者が大部分を占めていることを踏まえ、考えていく必要があると思っております。

また、先日の専門部会で労側委員の方から、日銀などが県内の経済は持ち直しているとしているので支払い能力があるといったような趣旨のお話もございましたが、これは総合判断を引用されていると思いますけれども、私どもは総合判断は企業の生産･売り上げや利益といったことばかりでなく、設備投資などの状況、あるいは公共部門や個人部門の動向などを含めた幅広い要素を総合的に勘案しているものであり、また持ち直しというのは底を脱した状況が続いているということであって、良いと言えるものではないと理解をしています。そのため、もっと広く深くデータなどを見て、企業の支払い能力を判断していきたいと考えております。

資料に戻りますけれども、スライド 4 番には各種調査による利益の見通し等が記載してありますが、いずれも厳しい見通しが示されているところです。

次に 5 番のスライドをご覧ください。県内の労働分配率を試算しましたところ、全国でも高い水準にあり、余裕に乏しいということが分かりました。また価格転嫁については、多少なりとも価格転嫁ができたとする企業は 8 割近くございますが、価格転嫁率は 42.9%にとどまっており、原材料などの価格上昇の少なくない部分が企業の負担となっており、企業経営に影響を及ぼしているということが分かります。

次に 6 番のスライドをご覧ください。倒産や休廃業･解散の件数が増加しており、その要因として人件費を含むコスト上昇の影響を受けていること、あるいは雇用の面では特にパートタイムの求人数の減少と求職者数の増加が見られます。こうした傾向は最低賃金が大きく引き上げられるようになった令和 5 年度以降顕著となっておりますことから、こうした事象と最低賃金の引き上げの関係性については強い懸念を持っています。

以上、申し上げましたように、3 要素について総合的に検討いたしました結果、私どもが考える引き上げ額は 3%、額では端数を切り上げまして 32 円と考えております。

この 3%について、もう少し具体的に申し上げますと、資料の 3 番のスライドに戻っていただきたいのですけれども、先ほど申し上げましたように、県の調査では給与の増加率が 2.8%となっていること、また長岡商工会議所の調査された賃上げの予定率、これは円グラフになっておりますけれども、これを右の表に記載いたしましたように計算してみますと、加重平均では 2.3%程度と考えられることに基づいております。

こうした実績値は各種事業所におきまして、人への投資の重要性や働く方の生計費の改善、そして賃金支払い能力などが総合的に勘案された結果であると考えますことから、この数値を重視いたしました。

しかしながら、これらを単純に参照するというわけではございませんで、特に商工会議所調査結果につきましては、加重平均が 2.3%程度と見られるということでお話をしましたけれども、これまでの過去の状況などを見てみますと、実際には若干上振れするという傾向が見られると認識しておりますことと、それから商工会議所の調査では 3%程度とする回答の割合が最も多いということを踏まえまして、数字を上の方に寄せて 3%ということでございます。

説明は以上です。

【長谷川部会長】

ありがとうございました。使用者代表の今のご意見･ご説明に対して労働者代表から何かご質問等ございますでしょうか。

【労働者代表　遠藤委員】

ありがとうございました。

【長谷川部会長】

ほかにこの場でご質問したいことが双方ともございますか。

(質問等無し)

【長谷川部会長】

わかりました。ありがとうございます。

内容をまとめますと、今のご提案といたしましては、労働者代表は 80 円引き上げで 1,130 円、使用者代表は 32 円の引き上げで 1,082 円です。

双方にかなりの乖離がございますので、これから協議をして個別セッションに入っていきたいと思います。

まず公益の方で少し打ち合わせをしたいと思いますので、その後始めたいと思います。
それではこの後、時間を置いてから協議から始めたいと思います。
事務局から連絡事項をお願いいたします。

[事務局　佐藤室長補佐]
それではこの後、二者協議となりますので、非公開とさせていただきます。傍聴者の方はこの場でお待ち願えればと思っております。
委員の皆様につきましては、控室をご用意させていただいておりますので、ご案内いたします。公益委員は 3 階第 3 小会議室でございます。
労働者代表委員は 3 階労働基準部長室となります。
使用者代表委員は 3 階第 2 小会議室が控室でございますので、ご案内申し上げます。
公益委員で少し打ち合わせをさせていただくということでございますので、一旦、控室へご案内をさせていただきます。
それではご移動の方をお願いいたします。

[長谷川部会長]
大変お待たせいたしました。それでは全体会議をお願いいたします。
本日の労使からご意見を伺ったところでございます。労働者代表の方から新たな歩み寄りをいただいて、新たな数字、その根拠を示していただけるということですので、ご説明いただけますでしょうか。

[労働者代表　遠藤委員]
改めまして、労働者代表でございます。この場で、労働者代表で検討させていただいた金額という部分をご提示させていただきます。
申し上げる前に、私ども先ほど引き上げ金額 80 円ということで、こちらの数字につきましては先ほどご説明の中でさせていただきましたけれども、弱い立場にある方という観点も含めまして考えた数字ということで、そちらの数字には強いこだわりを今でも持っているということは改めてこの場で申し上げます。
その上で改めて検討した結果ということでありますが、金額としては 77 円ということで用意させていただきます。
この数字の根拠という部分になりますけれども、第2回本審資料の No.4 の方に毎月勤労統計調査がありまして、そちらの 24 ページをお開きいただきますと、共通事業所による参考提供ということで、この中には賃金、そして労働時間の同一事業所の比較というものがございます。このうち、パートタイム労働者の所定内給与の令和 8 年 1 月から 4 月の中のパート所定内給与の 1 月から 4 月のパーセンテージ、これを平均しますと大体 7.425 ぐらいになりますが、小数点第 2 位以下は切り捨てということで 7.4%、こちらを現行の最低賃金 1,050 円に乗じますと 77.7 という数字になります。この 77.7 の第 1 位は切り捨てということで 77 円ということで提示をさせていただきます。いわゆる 3 要素の部分につきましては、最初に申し上げた 80 円から金額の方は縮小させたということもあり、問題ないのかなと考えております。

【長谷川部会長】

ご説明ありがとうございました。金額としましては 80 円から 77 円への変更ということになります。労働者代表から歩み寄りをいただきましたので、次回、使用者代表もこの今の金額も踏まえて、新たな金額または根拠というところを示していただけると大変ありがたいです。

【使用者代表　徳武委員】

今ほどのご説明ありがとうございます。私どもが提示いたしました金額につきましては、ご説明差し上げましたとおり、3 要素を踏まえた十分に根拠があるものと考えております。

いろんなデータを精査した上で、歩み寄りができる部分を検討したいと思います。

第 3 回目の冒頭にはご提示させていただきます。

【長谷川部会長】

ありがとうございました。次回の第 3 回でまた金額をいただいて、新たに議論を進めてまいりたいと思います。

次回の会議においては全会一致になりますよう、労使ともに歩み寄りをしていただけると大変ありがたいです。よろしくお願いします。本日の議論はこれで終わりたいと思いますけれども、次の議題、その他について、事務局から何かございますか。

【事務局　岡崎労働基準部長】

労働基準部長の岡崎でございます。専門部会冒頭で事務局から配布資料についてご説明申し上げましたが、その説明に誤りがございましたので、誤りの内容について説明をさせていただきます。

お配りした資料 No.2 をお開きください。資料 No.2、最低賃金引き上げ額･引き上げ率と影響率の関係表について、でございます。1 ページの一番左側の列、項番 10 の行について、事務局でこの行を説明いたしました。

現在の最低賃金時間額 1,050 円を仮に 10 円引き上げた場合、引き上げ額は 10 円、引き上げ率は 0.95%、引き上げ後時間額は 1,060 円と説明いたしまして、この後、影響率については同じ行の 10 の行、16.03%と説明すべきところ、誤って 1 つ上の行の数値を申し上げてしまいました。

また、その右の列、未満労働者数につきましても、同じ 10 の行、55,243 と申し上げるべきところ、誤って 1 つ上の行を説明してしまいましたので、この説明につきましてはお詫び申し上げるとともに撤回をさせていただきます。

改めてご説明を差し上げたいと思いますが、2 ページをおめくりください。今回、中央最低賃金審議会より示されました目安である 56 円を引き上げた場合、一番左側の列、項番の列の 56 の行になります。

仮に目安通り 56 円引き上げ額となった場合、引き上げ率は 5.33%、引き上げ後時間額は 1,106 円、影響率は 28.75%、未満労働者数は 99,059 人となります。訂正をさせていただきます。

事務局の事務的なミスが続きまして、大変失礼いたしました。申し訳ございませんでした。

【長谷川部会長】

ご説明ありがとうございました。今のご説明に対してご質問はございますか。

ないようでしたら議事を事務局へお返しします。

【事務局　佐藤室長補佐】

ご審議ありがとうございました。次回、第 3 回専門部会でございますが、8 月 3 日月曜日、午後 2 時から、本日と同じ、この 2 階労働局会議室で開催をいたします。

本日の専門部会はこれにて終了させていただきます。

大変お疲れ様でございました。